

4m未満の道路に面して建築する方へ

道路は交通の目的だけでなく、通風や日照などの生活環境を良くし、災害時の避難、消防活動を助け、火災の延焼防止の役を果たし、街区を整え、都市機能を高めることに役立ちます。

建物を建築等(新築・増築・建て替え)する場合は、幅員4m以上の道路に2m以上接していなければなりません。建物が立ち並ぶ4m未満の道路【建築基準法第42条第2項道路(注)に該当するもの】に沿って建築等する場合は、道路の中心線から水平距離2m後退したところが道路境界線とみなされます。(ただし、がけ地や川などがあり左右にとれない場合は、4mの幅員がとれる線を道路境界線とみなします。)この後退した部分には建築物の建築、門や塀、よう壁などの設置はできません。なお、設置等を行った場合は建築基準法第44条(道路内建築の制限)の違反となるおそれがあります。

より良いまちづくりのため、皆様のご協力をお願いします。

(注) 建築基準法第42条第2項道路とは、都市計画区域の決定された時に(八街市では昭和31年2月20日)すでに建物が立ち並んでいる幅1.8m以上4m未満の道で、一般の交通に使用されており、特定行政庁が指定したものをいいます。

問い合わせは、八街市建設部都市計画課指導班へ 043-443-1430

